

2. 法律専門職専攻

法律専門職専攻において、学生は、履修規程に基づいて単位を修得しなければならない。

【カリキュラムの構成と履修方法】

法律専門職専攻における専門教育科目の構成とその履修方法は、次のとおりである。

カテゴリ	所要単位数	備考
シチズンシップ科目		
導入科目		開講学年において必ず履修登録をしなければならない。
基礎科目	44 単位以上	
演習科目	8 単位以上	
展開科目	8 単位以上	
法律系共通科目		
政治系共通科目		
関連科目		
計	64 単位以上	

- ※1 卒業するためには、専門教育科目から 64 単位以上を修得しなければならない。
- ※2 法律専門職専攻の専門教育科目は、いずれも選択科目である。開講科目の詳細は、P62～64 のカリキュラム表を参照のこと。
- ※3 シチズンシップ科目の「法と社会参加」、「政治と社会参加」及び「行政と市民生活」、演習科目の「争点研究演習」及び「臨床法学演習」、法律系共通科目の「法律学特殊講義Ⅰ・Ⅱ」、並びに政治系共通科目の「地域研究」及び「政治学特殊講義Ⅰ・Ⅱ」については、シラバスにおいて題目・テーマで示されている内容が異なる場合には複数履修することができる。
- ※4 導入科目の「基礎演習」、「判例演習」、「刑事手続法概論」及び「民事手続法概論」は、必修科目ではないが、開講学年に必ず履修登録をしなければならない科目である。
- ※5 導入科目の「基礎演習」、「刑事手続法概論」及び「民事手続法概論」については、原則として 2 年次以降に履修することはできない。また、導入科目の「判例演習」については、原則として 3 年次以降に履修することはできない。
- ※6 演習科目については、同一学年において 8 単位まで履修することができる。また、「争点研究演習」及び「臨床法学演習」については、シラバスにおいて題目・テーマで示されている内容が異なる場合には複数履修することができる。ただし、「臨床法学演習」については、4 単位を超えて履修することはできない。
- ※7 演習科目及びその他一部の科目については、1 クラスあたりの履修者数に上限が設定されている。履修希望者数が上限を超えた場合には、抽選または選考による選抜を実施する。
- ※8 「憲法応用演習Ⅰ」と「憲法応用演習Ⅱ」、「刑法応用演習Ⅰ」と「刑法応用演習Ⅱ」、「民法応用演習Ⅰ」と「民法応用演習Ⅱ」、「行政法応用演習Ⅰ」と「行政法応用演習Ⅱ」、「争点研究演習」の各科目は、セットでの履修が必要とされる場合がある。詳細は、別途公表される要項を参照のこと。
- ※9 導入科目・基礎科目・演習科目（「臨床法学演習」及び「法教育演習」を除く）・展開科目については、法律専門職専攻の学生のためにのみ開講されているものを、履修しなければならない。なお、これらの授業科目は、『Web 時間割表』上で授業科目の先頭に「(専)」と表記されている。
- ※10 ~~法律系共通科目の「比較法入門」及び「犯罪学入門」、並びに政治系共通科目の「国際政治入門」、「政治哲学入門」、「比較政治入門」及び「地域研究入門」については、原則として 3 年次以降に履修することはできない。~~
- ※11 全学オープン科目として経済学部で開講されている「憲法」、「民法Ⅰ・Ⅱ」及び「商法Ⅰ・Ⅱ」を、法律専門職専攻の学生は履修することができない。
- ※12 教職課程・資格課程を履修する場合には、教職課程・資格課程の科目がその年度の時間割編成上、所定の開講学年では履修できないこと(卒業と同時に取得できない場合)もあるので、注意すること。